

### 第31課 意思表示—内心と表示行為の不一致（錯誤）

表意者が内心の意思と表示行為の間に不一致があることを自ら意識している心裡留保や通謀虚偽表示と異なり、「**錯誤**」（民法第95条）は、表意者が意思表示の際に内心と表示行為に不一致があることに気づいていない場合である。表示行為に対応する効果意思がないので、これも「意思の欠けつ」の一場面である。したがって、意思主義の原則から、**錯誤のある意思表示は無効とされる**。誤りによって表意者の真意と異なる法律効果が発生してしまつては表意者に**気の毒**なので、このような意思表示は無効とするわけである。

しかし、意思表示をする際に、どこかに間違いがあつたからといって、なんでもかんでも無効としてしまうと、やはり表示行為を信頼して行動した者に不測の害を与えることになりかねない。そこで、民法は、意思表示に関する**錯誤の場合に、2つの絞りをかけている**。

まず、意思表示は「**法律行為の要素に錯誤があつたとき**」（第95条本文）にのみ、無効となる。「要素」とは、「**重要部分**」というほどの意味で、何が重要であるかは、通常の人を基準として、その具体的場面で、その**錯誤がなかったら、その法律行為はしなかつたであろうと考えられるような場合が、重要な部分に錯誤がある場合である、とされている**。

次に、民法は、たとえ要素に**錯誤があつても、錯誤に陥つたことについて、表意者に「重大な過失」があるときは、表意者自らは無効を主張することができない**（第95条但書）としている。ほんの少し注意をすれば**錯誤が生じるのを防げたはずの表意者を、表示行為に対する相手方の信頼を犠牲にしてまで保護する必要はないからである**。

しかし、この2つの制限は、いずれも抽象的であり、条文を見ただけでは、どのような場合が無効になり、どのような場合には無効にならないか、あるいは表意者が無効を主張できないかは、はっきりせず、結局個別具体的に考えていくしかない。そこで、この問題については、判例が大きな役割を果たすことになる。

ところで、第95条但書を読むと、**錯誤による無効は、相手方からも主張できるかのように見える**。しかし、この点について、通説は、**錯誤による無効は、表意者を保護するために認められるものであるから、相手方や第三者からの無効の主張は許されない、と理解している**。

## 1 重要語句

### a 錯誤

民法の規定する錯誤の意味は本文で説明したとおりであるが、一般的には、ものごとの認識に誤りがあることであり、日常用語としては「間違い」、「勘違い」、「誤解」といった意味である。

### b 要素に錯誤があったとき（要素の錯誤）

何が要素の錯誤に該当するかについて、一般的な基準を設定するのは容易ではない。よく論じられるのは、いわゆる「動機の錯誤」が要素の錯誤となるか、という問題である。「動機の錯誤」とは、意思表示そのもの、つまり効果意思と表示行為の間に不一致があるのではなく、その前の段階、すなわち効果意思を形成する過程に錯誤がある場合を指す。判例は、意思表示そのものの錯誤のみを無効とし、動機の錯誤は無効原因とはならないとしており、ただ、動機が相手方に表示されている場合には、これが意思表示の内容となって、意思表示の錯誤となりうる、という立場をとっている。しかし、これに対しては有力な反対説がある。

### c 重大な過失

「過失」という概念も法律の世界ではよく使われ、複雑な定義が与えられているが、ここでは「不注意」という程度に理解しておけばよい。通常の過失（「軽過失」ともいう）に対し、その程度が甚だしいものを重過失という。ほんの少しの注意をすれば結果が防げたのにそれを怠った場合をいう、などと言われるが、要は程度問題であり、これも場面に応じて考えるほかなく、やはり判例の積み重ねが大切な分野である。

### d 相手方や第三者からの無効の主張

民法典などの法律で「無効」という言葉が使用されている条文は多いが、いかなる事項について使用されているかによって性質が異なるので注意を要する。無効には、本文の場合のように、一定の者しか主張できない無効と、誰でもいつでも主張できる無効がある。前者は、特定の者の保護のためにその意思表示や法律行為を向こうとする場合のもので、保護されるべき者以外のものからの主張は認める必要がないのである。これに対し、公序良俗（民法第90条）違反の行為（麻薬売買など）は、およそ法的保護を受けるべき性質のものではないので絶対的に無効であり、だれでもその行為の無効を主張できる。